

平成31年度以降の地域医療構想調整会議の開催方針について

1 国の通知に対する対応

各圏域における地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）での議論の活性化のため、全県単位の調整会議の設置や研修会の実施を求められており、本県では以下の通り対応することとしたい。

（1）全県単位の地域医療構想調整会議の設置

地域医療構想の策定の検討を行った「地域保健医療部会」を活用し、各圏域における調整会議の運用及び進捗の管理を行う。

（2）都道府県主催研修会

地域医療構想の進め方や関係者間の認識を共有する観点から研修会の開催が求められており、県医師会等の関係者と十分に協議をして、共催も含め、実効的な開催方法を検討する。

2 調整会議の開催頻度等について

今年度は、地域医療構想の達成に向けて集中的な検討を重ねて地域医療の見える化を図りつつ、各圏域において年4回程度議論を進めてきた。来年度以降、全県単位の調整会議や研修会の開催も予定していることから、開催方針を見直し、全県単位、圏域単位、研修会を併せて年4回程度の開催とする。ただし、各圏域の要望や必要に応じて柔軟に対応することとしており、部会等を含め上限4回程度まで回数を増やすことも可能とする。

3 調整会議における議論の方向性

（1）今年度の取組について

今年度は、各医療機関の実態を把握するため、一部圏域で地域の要望等に応じて調査を実施したほか、他県の取組例も参考にした議論や2025年に向けた方針の共有を行ってきた。

（2）今後の取組について

これまでの取組を受け、4機能別に見た病床機能の実態については一定の方向性が出たことから、今後は、具体的な疾病等に応じた連携に係る課題や退院先となる在宅医療や介護施設との連携に目を向けて、実態や課題の把握に努めていきたい。

《千葉大学の参画について》

疾病等に基づく各医療機関の機能把握や医療需要との比較、医師や看護師の配置等を踏まえた医療提供体制の検討を行うため、千葉大学医学部附属病院に寄附研究部門を設置する予定である。部門設置後は、調整会議においても意見交換を行い、地域の実情をデータに反映するとともに、検討結果を地域に提供していく。